

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成29年7月24日提出
【発行者名】	U B S アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三木 桂一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア
【事務連絡者氏名】	山木 龍太郎
【電話番号】	03-5293-3693
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	U B S 地球温暖化対応関連株ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年 5月19日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）において、当ファンドの投資対象である「UBS地球温暖化対応関連株マザーファンド」の投資顧問会社の異動などに伴ない、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。

第一部【証券情報】

(12)【その他】

<訂正前>

＜信託約款変更(予定)のお知らせ＞	
当ファンドおよび当ファンドが主要投資対象としている「UBS地球温暖化対応関連株マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)につきまして、以下の内容の約款変更を行う予定ですのでお知らせいたします。 なお、この約款変更につきましては、内容が重大なものとして、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い手続きを行います。	
＜約款の変更内容＞	
・マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託先を、UBS AG、UBSアセット・マネジメント(チューリッヒ)からUBSアセット・マネジメント(アメリカス)インク(以下「弊社グループ米国拠点」といいます。)に変更いたします。	
・上記の変更に伴い、取得申込および一部解約等の実行の請求を受付けない日を、「スイス取引所またはチューリッヒの銀行の休業日」から「ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日」に変更いたします。	
＜約款の変更理由＞	
・弊社グループにおいては、運用効率の向上を主眼に、グローバルに展開する株式運用チーム内における役割分担の最適化を目的とした運用体制の見直しを進めております。その一環として、地球温暖化対応関連株式にかかる運用戦略を担当する運用チームのポートフォリオ・マネジメント機能については、弊社グループ米国拠点への集約を進めることといたしました。弊社グループでは、当該戦略の運用拠点を米国拠点へ集約することにより、運用効率のより一層の向上を図れるものと思料しております。	
ついては、当ファンドの運用につきましても、今般、弊社グループのスイス(チューリッヒ)拠点より弊社グループ米国拠点へ委託先を変更することといたしました。	
＜日程＞	
① 新聞公告日(受益者確定日)	:平成29年5月23日
② 異議申立期間	:平成29年5月23日から平成29年6月28日まで
③ 約款変更成否決定日	:平成29年6月29日
④ 異議申立受益者の買取請求期間	:平成29年6月30日から平成29年7月19日
⑤ 約款変更適用日	:平成29年7月24日
※新聞公告日(平成29年5月23日)現在の受益者は、異議申立期間中に、弊社に対し、書面によりこの約款変更に対し異議を申立てることができます。なお、平成29年5月24日以降に受益者となる方(5月22日以降のお申込により取得された方)は、異議を申立てることはできません。	

<訂正後>

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

<更新後>

ファンドの特色

1 地球温暖化防止に関連した、革新的な技術力を持つ世界各国の株式に投資を行います。

- ・2007年6月に開催されたハイリゲダム・サミットにおいて「2050年までに温暖化ガスの排出量を半減することを検討する」ことで日米欧が合意したように、地球温暖化は21世紀最大のテーマであり、大きなビジネスチャンスが生まれようとしています。
- ・このような革新的な技術を持つ企業には、新しい企業や新興国の企業もあります。その成長性を享受するために、ポートフォリオの一部を新規公開株や新興国株に投資を行う場合があります。

■「地球温暖化」とは

温暖化ガス*の増加により、地球上の平均気温が高くなっています。

*温暖化ガス：温室効果を引き起こす気体の総称。二酸化炭素、代替フロン、メタン、亜酸化窒素など

■温暖化の進行で今後想定される「環境変化」

各地で異常気象が発生	世界的な食糧難	生態系が乱れ、絶滅種が増える
健康への脅威	経済的な損失	

出所：IPCC第2作業部会の第4次評価報告書およびスターン・レビューをもとにUBSアセット・マネジメント株式会社にて作成

2 地球温暖化防止をテーマとして①再生エネルギー、②省エネルギー、③温暖化ガス削減に関連する企業の株式に投資を行います。

- ・再生エネルギーに関連する企業とは、温暖化ガスの発生が少ない太陽光・風力・水力・地熱など自然からもたらされるエネルギーを有効に活用するための技術を有する企業をいいます。
- ・省エネルギーに関連する企業とは、エネルギー利用の効率化を図り、省エネルギーを促進する技術を有する企業をいいます。
- ・温暖化ガス削減に関連する企業とは、排出される温暖化ガスを回収・貯蓄する等の技術を有する企業をいいます。

■地球温暖化対応で注目される「3つのテーマ」

再生エネルギー	省エネルギー	温暖化ガス削減
バイオ燃料／水力／太陽熱／ 地熱／太陽光／風力	熱電供給／省エネ装置／照明／自 動車／冷暖房・換気／軽量化／交 通インフラ／保温・断熱	温暖化ガス回収・貯留技術／ 低炭素エネルギー供給

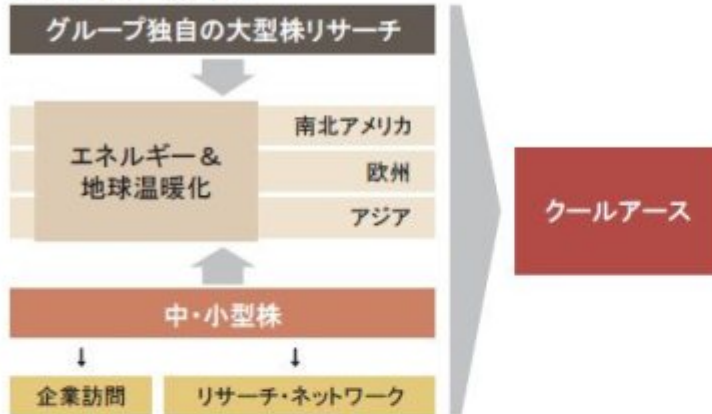
3 環境関連投資に豊富な経験と実績のあるUBSアセット・マネジメント・グループが運用を行います。

・UBSアセット・マネジメント・グループは、グローバルな総合金融機関であるUBSグループの資産運用部門です。

[マザーファンドの運用指図に関する権限の委託]

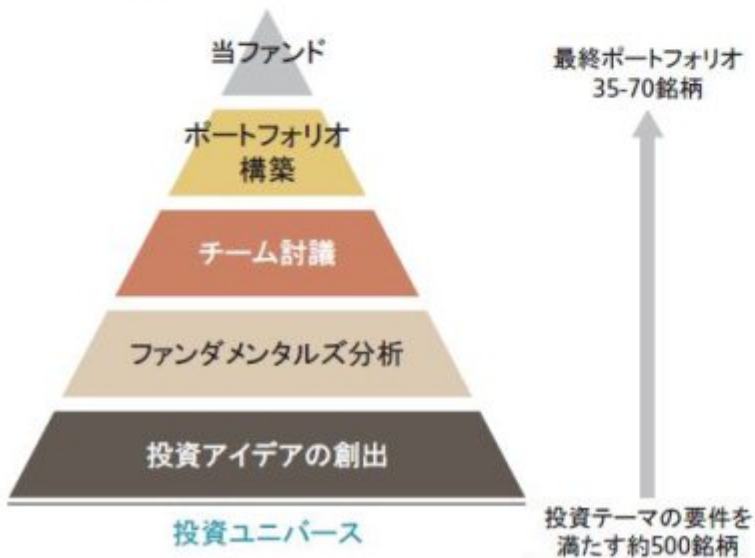
- ・委託する範囲：有価証券等および通貨の運用
- ・委託先名称：UBSアセット・マネジメント(アメリカス)インク
(UBS Asset Management (Americas) Inc.)

[UBSのリサーチ基盤]



- ・大型株リサーチと中・小型株リサーチのノウハウの融合による相乗効果
- ・企業訪問は、調査対象企業のみならず、調査対象企業の顧客、同業他社、仕入先なども調査。

◎ 運用プロセス



2017年7月24日現在

◎ ファンドの仕組み

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

[ファミリーファンド方式について]

当ファンドは「UBS地球温暖化対応関連株マザーファンド」を親投資信託（マザーファンド）とするファミリーファンド方式で運用します。「ファミリーファンド方式」とは、投資者がその資金をベビーファンドに投資し、ベビーファンドがその資金を主としてマザーファンドに投資し、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



◎ 分配方針

毎決算時（毎年8月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ・ 収益分配金額は、上記の範囲内で基準価額水準、市場動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ・ 収益の分配にあてなかった利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

◎ 主な投資制限

株式への実質投資割合	制限を設けません。
新株引受権証券等への実質投資割合	信託財産の純資産総額の20%以内とします。
投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合	信託財産の純資産総額の5%以内とします。
同一銘柄の株式への実質投資割合	信託財産の純資産総額の10%以内とします。
同一銘柄の新株引受権証券等への実質投資割合	信託財産の純資産総額の5%以内とします。
同一銘柄の転換社債等への実質投資割合	信託財産の純資産総額の5%以内とします。
外貨建資産への実質投資割合	制限を設けません。
デリバティブ取引の利用	ヘッジ目的に限定します。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

<訂正前>

平成19年 8月31日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

<訂正後>

平成19年 8月31日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

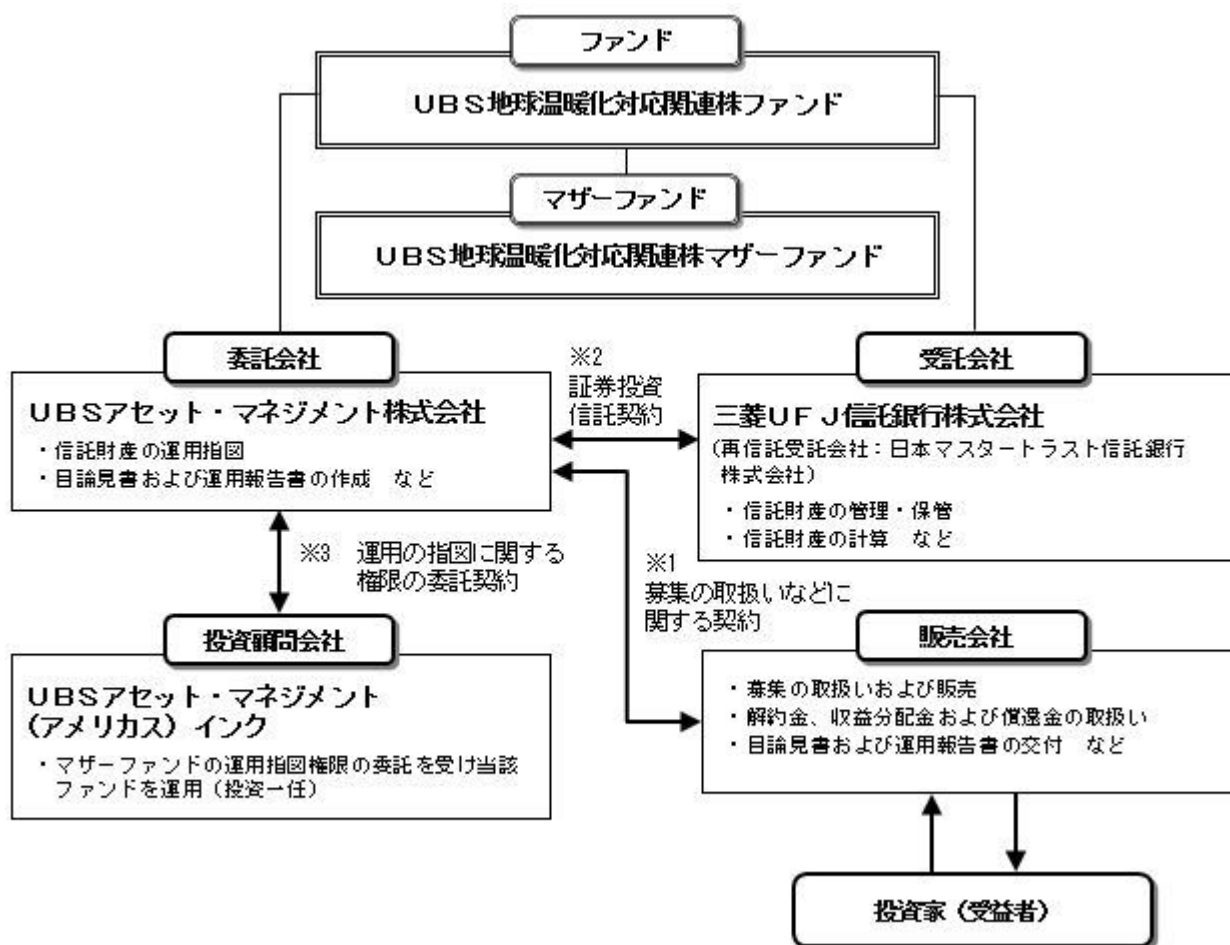
平成29年 7月24日

- ・マザーファンドの運用指図権限の委託先をUBSアセット・マネジメント（アメリカス）インクへ変更
- ・買付または換金を受付けない日をニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日へ変更

(3) 【ファンドの仕組み】

<更新後>

ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
- 3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

2 【投資方針】

(2)【投資対象】

<訂正前>

投資対象とするマザーファンドの概要

<UBS地球温暖化対応関連株マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	(略)
主な投資対象	(略)
投資方針	<p>個別銘柄の選択においては、主として温暖化ガスの削減に直接関連する、ならびにエネルギー効率の改善に関連するという観点から、高成長が期待できる業種、企業を選択し投資いたします。</p> <p>株式の組入比率は、原則として高位に保ちます。</p> <p>外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>信託財産のリスク軽減のため、デリバティブ取引を行うことがあります。</p> <p>資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>UBS AG, UBSアセット・マネジメント(チューリッヒ)に、運用の指図に関する権限を委託します。</p>
主な投資制限	(略)
収益分配	(略)
ファンドに係る費用	
信託報酬	(略)
申込手数料	(略)
信託財産留保額	(略)
その他の費用など	(略)
その他	
委託会社	(略)
受託会社	(略)

<訂正後>

投資対象とするマザーファンドの概要

<UBS地球温暖化対応関連株マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	(略)
主な投資対象	(略)

投資方針	<p>個別銘柄の選択においては、主として温暖化ガスの削減に直接関連する、ならびにエネルギー効率の改善に関連するという観点から、高成長が期待できる業種、企業を選択し投資いたします。</p> <p>株式の組入比率は、原則として高位に保ちます。</p> <p>外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>信託財産のリスク軽減のため、デリバティブ取引を行うことがあります。資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>UBSアセット・マネジメント（アメリカス）インクに、運用の指図に関する権限を委託します。</p>
主な投資制限	（略）
収益分配	（略）
ファンドに係る費用	
信託報酬	（略）
申込手数料	（略）
信託財産留保額	（略）
その他の費用など	（略）
その他	
委託会社	（略）
受託会社	（略）

3【投資リスク】

<訂正前>

(1) ファンドのリスク

<その他の留意点>

短期金融商品の信用リスク

（略）

買付および換金申込に係る制限

- ・買付または換金の申込日が、スイス取引所またはチューリッヒの銀行の休業日と同日の場合には、当該買付または換金の申込みは受け付けません。
- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、買付および換金の申込みの受け付けを中止することおよび既に受け付けた当該各申込を取り消すことがあります。
- ・信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金請求には制限を設ける場合があります。

クーリング・オフ

（略）

分配金に関する留意点

（略）

<訂正後>

(1) ファンドのリスク

<その他の留意点>

短期金融商品の信用リスク

（略）

買付および換金申込に係る制限

- ・買付または換金の申込日が、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、当該買付または換金の申込みは受け付けません。

- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、買付および換金の申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた当該各申込を取り消すことがあります。
- ・信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金請求には制限を設ける場合があります。
クーリング・オフ
(略)
分配金に関する留意点
(略)

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

<訂正前>

(5) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日がスイス取引所またはチューリッヒの銀行の休業日に該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

<訂正後>

(5) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日に該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2【換金(解約)手続等】

<訂正前>

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日がスイス取引所またはチューリッヒの銀行の休業日に該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

<訂正後>

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日に該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

第三部【委託会社等の情報】

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<更新後>

(3) 投資顧問会社

名 称	資本金の額 (平成28年12月末現在)	事業の内容
UBSアセット・マネジメント(アメリカス)インク	1米ドル	資産運用に関する業務を営んでいます。

3【資本関係】

<訂正前>

(3) 投資顧問会社

委託会社の親会社であるUBSアセット・マネジメント・エイ・ジーの親会社です。

<訂正後>

(3) 投資顧問会社

該当事項はありません。